

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第40条の3の2《債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例》関係 （中小企業者の範囲） 40の3の2－1、措置法令第27条の4 <u>第17項</u>に規定する法人をいい、.。 (1) イ (i) A B C (ii) ロ ハ (i) 資本金の額又は出資金の額が<u>1億円</u>以下の法人のうちイ及びロに掲げる法人以外の法人 (ii) (2) (注)。	措置法第40条の3の2《債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例》関係 （中小企業者の範囲） 40の3の2－1、措置法令第27条の4 <u>第25項</u>に規定する法人をいい、.。 (1) イ (i) A B C (ii) ロ ハ (i) 資本金の額又は出資金の額が<u>一億円</u>以下の法人のうちイ及びロに掲げる法人以外の法人 (ii) (2) (注)。